

平成 29 年度 定例報告に係る F A Q 【歯科】

●定例報告の全般的事項

Q 1 : 報告書の様式が変更となったのですか。

A 1 : はい。平成 28 年度に、報告方法や報告書の構成等について見直しが行われ、別添 1 「施設基準の届出の確認について（報告）」と、別添 2 「施設基準ごとに定められている報告等について（総括表）」に分割されています。作成にあたっては、必ず平成 29 年度の様式を使用してください。

Q 2 : なぜ、自己点検を行うのですか。

A 2 : 届出している施設基準については、届出の内容と異なった事情が生じた場合は、速やかに変更の届出を行うこととされています。

定例報告においては、7 月 1 日時点の届出状況について自己点検をお願いするものです。

なお、定例報告時期に限らず、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、速やかに変更の届出を行ってください。

参考通知：保医発0304第 1 号及び保医発0304第 2 号（いずれも平成28年 3 月 4 日付）

第 3 届出受理後の措置等

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。

Q 3 : 届出を行っている施設基準について自己点検を行った結果、要件を満たしていない施設基準が確認されました。どのように報告したらよいですか。

A 3 : 別添 1 「施設基準の届出の確認について（報告）」の「要件を満たしていない施設基準名」欄に該当する施設基準名をご記入いただき、併せて辞退届を提出してください。

なお、下位区分への変更が必要な場合は別添 1 へ同様に記入し、変更届の提出をお願いします。（具体的な手続き方法については、所在地を管轄する各県事務所（福岡県は指導監査課）へご照会ください。）

Q 4 : 届出を行っている施設基準について自己点検を行った結果、全て要件を満たしていることを確認しました。また、別添 2 「施設基準ごとに定められている報告等について」に記載されている施設基準の届出等にも該当するものはありませんが、何か提出しなければいけないのでしょうか。

A 4 : 別添 2 「施設基準ごとに定められている報告等について（総括表）」を含め、今回提出していただく書類はありません。

Q 5 : 届出が不要である施設基準（夜間・早朝等加算、明細書発行体制等加算等）につ

いて、自己点検や報告が必要でしょうか。

A 5 : 自己点検は必要です。届出が不要である施設基準（明細書発行体制等加算等）のみ要件を満たさない場合は、別添1「施設基準の届出の確認について(報告)」の「ア」に該当するため、別添1の提出は不要です

Q 6 : 届出事項について変更（従事者の変更等）が生じていた場合、何か手続が必要でしょうか。

A 6 : 今回の報告書をもって、届出事項の変更届に代えることはできません。別途、速やかに変更の手続を行ってください。

(※ 届出事項の変更届は、該当する届出様式（届出書添付書類）を用いて届出を行います。その際、別添7（基本診療料の場合）又は別添2（特掲診療料の場合）の届出書に「変更届出」である旨及び「変更の理由」を簡単に記載（例「従事者の変更」等）していただき、該当する届出様式（届出書添付書類）と共に正副2部提出してください。)

Q 7 : 報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか。

A 7 : 管轄の九州厚生局各県事務所（福岡県は指導監査課）あて郵送にて提出してください。

なお、封筒の表面には、朱書きで「定例報告在中」と記載してください。

Q 8 : 各様式中の「保険医療機関（保険薬局）コード」及び「保険医療機関（保険薬局）番号」欄は、どのように記載するのでしょうか。

A 8 : 以下のとおり記載してください。

「保険医療機関（保険薬局）コード」欄・・・7桁の指定通知書の番号

「保険医療機関（保険薬局）番号」欄・・・先頭に『各県の番号(2桁)』を付けて7桁の指定通知書の番号（合計9桁）

『各県の番号』

福岡県：40 佐賀県：41 長崎県：42 熊本県：43

大分県：44 宮崎県：45 鹿児島県：46 沖縄県：47

Q 9 : 報告書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

A 9 : 送付書に記載している期日までに提出してください。(郵送必着)

●個々の報告書類に関する事項

費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の発行に関する報告書(別紙様式12) 関係

Q10 : 明細書発行体制等加算を算定していますが、報告の必要はありますか。

A10 : 報告の必要はありません。